

新型コロナウイルスの影響を受ける市内中小企業への資金繰り支援を実施

～「経済変動対応資金」の融資対象者の要件緩和 及び 融資期間の延長等を実施します～

新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける市内中小企業の資金繰りを支援するため、純売上高等の減少を要件とする既存の制度融資メニュー「経済変動対応資金」の融資対象者の要件を大幅に緩和し、短期間の純売上高等の減少に対応するとともに、融資期間の延長等の拡充を行います。あわせて、横浜市信用保証協会が新たに信用保証料の割引を行います。

＜「経済変動対応資金」の拡充内容＞

～2月7日（金）から～

- ◎融資対象者：要件を緩和し、純売上高等減少の確認期間は、「最近3か月 又は 6か月」から「最近1か月」の減少に短縮
- ◎融資期間：3年延長し、最長10年以内
- ◎金利：融資期間3年以内の利率引下げ（ $\Delta 0.2\% \sim \Delta 0.5\%$ ）
- ◎信用保証料：横浜市の助成 及び 横浜市信用保証協会の割引により、保証料負担を軽減

「経済変動対応資金」の概要

	拡充後	【参考】拡充前
融資対象者	次のいずれかに該当する方 1 最近3か月又は6か月の純売上高が、最近3か年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 最近3か月又は6か月の売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方 3 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の純売上高が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方 4 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方	次のいずれかに該当する方 1 最近3か月又は6か月の純売上高が、最近3か年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 最近3か月又は6か月の売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円以内	8,000万円以内
融資期間	融資対象者1・2：7年以内 融資対象者3・4：10年以内 ※据置12か月以内を含む	7年以内 ※据置12か月以内を含む
融資利率	融資対象者1・2： 5年以内：年1.4%以内 5年超：年1.6%以内 融資対象者3・4： 1年以内：年0.9%以内 3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内 5年超：年1.6%以内	5年以内：年1.4%以内 5年超：年1.6%以内
信用保証料率	融資対象者1・2： 0.3375～1.4250% (通常の保証料率0.45～1.90%について、横浜市の1/4助成を実施後の料率) ※助成は融資額5,000万円分を上限 融資対象者3・4： 0.2625～1.3500% (通常の保証料率0.45～1.90%について、 横浜市信用保証協会の0.1%割引 及び 横浜市の1/4助成 を実施後の料率) ※助成及び割引は融資額5,000万円分を上限	0.3375～1.4250% (通常の保証料率0.45～1.90%について、横浜市の1/4助成を実施後の料率) ※助成は融資額5,000万円分を上限

※融資を受けるには、取扱金融機関にお申込みいただき、審査を受ける必要があります。(取扱金融機関の一覧は横浜市のホームページにて御案内しています。)

◇制度融資の内容に関するお問合せ先：横浜市経済局金融課金融係 (Tel) 045-671-2592

お問合せ先
(「経済変動対応資金」に関すること) 横浜市経済局金融課長 長谷川 政男 Tel 045-671-2586
(信用保証料の0.1%割引に関すること) 横浜市信用保証協会 経営企画課長 松岡 真樹 Tel 045-662-6622

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。